

# 物品等入札参加資格申請 提出が必要な別送書類 ≪法人事業者の場合≫ 令和4・5年度版

## I. 共通審査自治体に提出する書類

※共通審査自治体は、システムにより一定のルールに従って決められます。

(例：知多市にのみ申請する場合は知多市が共通審査自治体となります。)

	名称	説明
1	別送書類送付書（共通審査用）	・システムから出力されるもの ※代表者印の押印が必要です。
2	履歴事項全部証明書	・申請日から3か月以内に発行のもの（写し可） ・法務局発行のもの（法務局登記官が証明したもの） ※現在事項全部証明書では代用できません。  発行：法務局（半田支局で可能）
3	納税証明書（国税）	・申請日から3か月以内に発行のもの（写し可） ・法人事業者の場合 様式「その3の3」（未納のないことの証明）  発行：税務署（半田税務署で可能）
4	納税証明書（愛知県税）	・愛知県税の納税義務がある場合のみ提出 ・申請日から3か月以内に発行のもの（写し可） ・法人事業者の場合 法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税、自動車税種別割（未納の税額のないこと用）  発行：愛知県税事務所（知多県税事務所（半田市）で可能）  ・愛知県税の納税義務がない場合は様式「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出

## II. 知多市に提出する書類

	名称	説明
1	別送書類送付書（団体審査用）	・システムから出力されるもの ※知多市が共通審査自治体の場合には出力されません。
2	許可・認可・登録等証明書の写し	・許可・認可・登録等を必要とする業種を希望する場合に提出してください。（例：産業廃棄物（収集・運搬）（処分）、労働者派遣、警備業、ガソリン販売、医療用具など） ※業者選定の資料としますので、提出がない場合は、許可・認可・登録等を受けていないと判断することがあります。
	※提出不要 納税証明書（知多市税）	・知多市への知多市税の納税証明書の提出は必要ありません。 ※市で、納税状況の確認を行います。 ※市内の営業所で申請する場合は、市に営業所の設立・設置等の届出がされていることを、市で確認します。

## III. システム上の「追加届」の入力

※紙で提出する書類はありませんが、電子申請を完了し、審査完了通知のメール受信後に、システムから入力・送信してください。

	名称	説明
1	システム上の「追加届」の「契約実績」	・令和2年4月1日以降の実績を入力
2	システム上の「追加届」の「許可登録等」	・許可等を必要とする業種を希望する場合のみ
3	システム上の「追加届」の「特約・代理店」	・取扱いメーカーなどを入力